

# 建災防宮城県支部からのお知らせ

令和2年4月1日

## 新入社員等雇入時に効果的な安全衛生教育を

新卒等若年労働者は、一般に、「スキル」「コミュニケーション力」「危険感受性（予測力）」が未熟と言われます。特に「コミュニケーション力」は、労働災害や人間関係のトラブルと重要な因果関係があるとされています。学校の学習では、自分の身体を守ることをあまり教えていないことを前提に、「なにを理解させたらいいか、どの程度理解させればいいのか」を明確にして、安全衛生教育を実施してください。不安全行動は、自身のみならず、周囲の人間の命に係わる問題であることを十分理解させましょう。

### 新入社員の安全衛生教育のポイント

#### (1) 集合教育とOJTの組合せに配慮

それぞれの特性を活かして効果的な教育ができるよう配慮してください。

#### (2) 安全衛生教育は繰り返し！

繰り返し安全衛生教育を実施し、習得度合いについてもチェックしましょう。

#### (3) 危険感受性を上げる！

災害事例やヒヤリハット事例をもとに職場には、さまざまな危険があることを理解させましょう。

#### (4) 災害防止の基本を教える

正しい作業服装の着用、作業手順の励行、整理整頓の励行などさまざまなルールや活動があることを理解させましょう！

#### (5) 聞ける雰囲気を作る！

気軽に聞けない雰囲気の職場は、未熟労働者が一人で勝手に判断・行動したことによる事故につながります。

#### (6) 経営トップのバックアップ

経営トップは、安全衛生教育について、組織的なバックアップ体制の整備をお願いします。

### 【法令による雇入れ時教育の項目】

(労働安全衛生規則第35条)

- ① 機械等、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱い方法に関する事。
- ② 安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及びこれらの取扱い方法に関する事。
- ③ 作業手順に関する事。
- ④ 作業開始時の点検に関する事。
- ⑤ 当該業務に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防に関する事。
- ⑥ 整理、整頓(とん)及び清潔の保持に関する事。
- ⑦ 事故時等における応急措置及び退避に関する事。
- ⑧ 前各号に掲げるもののほか、当該業務に関する安全又は衛生のために必要な事項

御注意！

## 伐木作業等の安全対策について！

本年に入り、宮城県内では、立木伐採作業中に死亡労災事故が2件発生（いずれも林業関係）しています。令和元年8月施行の伐木作業等に関する労働安全衛生規則（特別教育は令和2年8月施行）で、当該作業の対策が強化されています。本規定は、林業だけでなく、土木工事業や造園工事業等業種にかかわらず、伐木作業等に適用されますのでご留意ください。

- 1、チェーンソーによる伐木等の業務に関する特別教育について、伐木の直径等で区分されていた特別教育を統合し、教育時間数が増やされました。（既に特別教育を修了している方は、統合後の科目の一部受講が免除されます。）
- 2、伐木作業等における危険を防止するために、以下のとおり規定されました。
  - (1) 受け口を作るべき立木の対象を胸高（直径20cm以上）に強化される等、立木伐倒時の措置を義務付け。
  - (2) かかり木の速やかな処理を義務付けるとともに、かかり木の処理における禁止事項を規定。
  - (3) 立木の高さの2倍に相当する距離を半径とする円形の内側には、当該立木の伐倒作業に従事する労働者以外の労働者を立ち入らせてはならない等を規定。
  - (4) チェーンソーによる伐木作業等を行う労働者に下肢の切創防止用保護衣を着用させることを義務付け。詳しくは厚生労働省HPのリーフレット「伐木作業等の安全対策の規制が変わります！」等をご覧ください。

新型コロナウイルス感染症に関する

健康電話相談窓口（コールセンター）を設置（宮城県・仙台市）

電話番号：022-211-3883 受付時間：24 時間対応

厚生労働省の電話相談窓口（コールセンター）

電話番号：0120-565653 受付時間：午前 9 時から午後 9 時まで

厚生労働省「新型コロナウイルス対策Q & A」（企業向け）より安全衛生関連一部抜粋  
（令和 2 年 3 月 11 日 20 時時点版）

#### ＜就業禁止の措置＞

問 1）労働安全衛生法第 68 条に基づく病者の就業禁止の措置を講ずる必要はありますか。

答）同法による病者の就業禁止の措置の対象とはしませんが、2 月 1 日付けで、新型コロナウイルス感染症が指定感染症として定められたことにより、労働者が新型コロナウイルスに感染していることが確認された場合は、感染症法に基づき、都道府県知事が該当する労働者に対して就業制限や入院の勧告等を行うことができることとなります。

使用者におかれましても、感染症法に基づき都道府県知事より入院の勧告を受けた労働者については、入院により就業できないことをご理解いただくとともに、都道府県知事により就業制限がかけられた労働者については、会社に就業させないようにしてください。

また、発熱等の風邪症状がみられる労働者については、休みやすい環境の整備にご協力をお願いします。

#### ＜健康診断の実施＞

問 2）新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、労働安全衛生法に基づく健康診断の実施を延期するといった対応は可能でしょうか。

答）事業者は、労働安全衛生法第 66 条第 1 項に基づき、雇入れ時の健康診断の実施や、1 年以内ごとに 1 回（深夜業等特定業務は 6 か月 1 回）定期的に、一般健康診断を行うことが義務付けられています。しかし、閉鎖空間において近距離で多くの人と会話する等の一定の環境下であれば、咳やくしゃみ等がなくても感染を拡大するリスクがあることが示されていること等を踏まえ、実施時期に当たる場合でも、これらの健康診断の実施時期を令和 2 年 5 月末までの間、延期することとして差し支えありません。

なお、特殊健康診断（例えば、有機溶剤、特定化学物質、石綿等有害物を取り扱う作業等への健診）の取扱いは従前どおり法令に基づく頻度で実施いただく必要があります。

#### ＜安全委員会等の開催＞

問 3）感染症の拡大防止のため、従業員が集まる会議等を中止していますが、労働安全衛生法に基づく安全委員会等の開催については、どのように対応すればよいでしょうか。

答）新型コロナウイルス感染症の拡大を防止する観点から、安全委員会等を開催するに際してはテレビ電話による会議方式にすることや、開催を延期することなど、令和 2 年 5 月末までの間、弾力的な運用を図ることとして差し支えありません。



建設業労働災害防止協会 宮城県支部

〒980-0824 仙台市青葉区支倉町 2-48 宮城県建設産業会館 5 階

電話 022-224-1797 Fax 022-265-5604